



長野県報

6月14日(木)
平成24年
(2012年)
第2377号

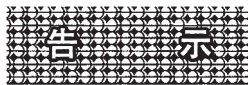
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2
公共測量の実施(建設政策課).....	3
公共測量の終了(建設政策課).....	3
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課).....	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....	3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札(税務課).....	4
平成25年度長野県看護大学編入学生の募集(医療推進課).....	5
一般競争入札(生活排水課).....	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課).....	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(3件)(経営支援課).....	8
技術専門校の平成24年度の短期課程訓練生の募集(人材育成課).....	11
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	11
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課).....	12
都市再開発法に基づく市街地再開発組合の設立の認可(都市計画課).....	12
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	12
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課).....	13
一般競争入札(特別支援教育課).....	14
特定調達契約に係る一般競争入札(科学捜査研究所).....	15



長野県告示第443号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市戸隠字勝負平862のイ、863から868まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第444号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町新開7598の1、7598の2、7599の1から7599の4まで、7600、7601の1から7601の9まで、7602の1から7602の11

まで、7603の1から7603の5まで、7604の4から7604の8まで、7606の1、7606の3、7607の1、7607の2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

7598の1・7603の1・7604の4・7607の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第445号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第446号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第447号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

木曾町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第448号

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

河川課

- 1 作業種類
公共測量（基盤図作成）
- 2 作業期間
平成24年5月18日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第449号

松本市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新（世界測地系対応））
- 2 作業期間
平成23年9月1日から平成24年3月30日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第450号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県松本建設事務所において縦覧に供します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 田川

- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成24年6月14日
- 3 廃川敷地等の位置
松本市出川1丁目17番1及び17番2の各地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 77.55平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

長野県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年6月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
茅野都市計画道路 3・5・15号上川橋線
- 2 都市計画を定める土地の区域
平成16年長野県告示第322号の土地の区域のうち茅野市宮川字南通、字六首川及び字東町の各一部を変更する。
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、茅野市役所

都市計画課